

令和 8 年度 彦根市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称:障害者優先調達推進法)第 9 条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品および役務(以下、「物品等」という。)の調達を総合的かつ計画的に推進するために作成するものです。

2 方針の対象範囲

この方針の適用範囲は、本市の市長事務部局、出納室、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会、消防および市立病院とします。

3 調達物品等および目標

障害者就労施設等から調達する物品等および目標は、別表のとおりとします。

4 障害者就労施設等に対する情報提供

別表に掲げた供給物品および目標、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、市ホームページに掲出する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供します。

5 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、令和 9 年 6 月中に取りまとめ、市広報紙および市ホームページに記事記載する等の方法により公表します。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部障害福祉課とします。